

全国の自治体シンクタンクによる政策研究の動向

中野 啓史

熊本市都市政策研究所 研究員

キーワード：政策研究、公共政策、自治体シンクタンク

1 研究の背景と目的

わが国は、世界に類を見ない少子高齢・人口減少社会を迎えている。国においては、平成26年12月閣議決定の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で、地方と東京圏の経済格差拡大等による若い世代の地方からの流出や東京圏への一極集中に対し懸念を示すとともに、人口減少を克服し地方創生を成し遂げるべく、人口・経済・地域社会の課題に一体的に取り組むことを掲げている。

一方、地方においては、地方分権改革の進展のもと自ら政策を考え実行することが求められており、職員の政策立案能力の向上が重要な課題となっている。

そのような課題に対応するひとつの方策として、近年、自治体シンクタンクを設立する基礎自治体が全国的に広がりを見せている。自治体シンクタンクとは、端的に言って地方自治体（以下、「自治体」という。）が設置した政策研究機関を指し、その設置形態も様々で、後述するように自治体の内部組織あるいは財団法人として設立されたものが多く、それぞれ多様な政策研究に取り組んでいる。

その一方で、自治体シンクタンクにおいては、政策研究そのものの意義を自治体内部で問われることもあり、その運営のあり方が重要な課題となっている。

このような状況を踏まえ、本稿では、そもそも「自治体における政策研究」とは何かを問い直し、これまで自治体において政策研究がどのように取り組まれてきたかを確認するとともに、全国の自治体シンクタンクにおける政策研究の動向を考察する。これらを通して、「自治体における政策研究」の意義がこれまでどう理解されてきたかを明らかにするとともに、平成24年10月の開設から5年を経過した本研究所在において、今後を見据えた組織の再デザインを検討するにあたって必要となる基礎資料の提示を目指す。

2 自治体シンクタンクの概要

2.1 「自治体シンクタンク」の定義

改めて「自治体シンクタンク」とは何かについて、先行研究の知見をもとに確認していきたい。牧瀬（2017a）では「地方自治体の政策創出において徹底的な調査・研究を行

い、当該問題を解決するための提言を行うことを目的に組織された機関（団体）」¹と定義しており、その機能は様々であると指摘しながら、共通するものとして「問題解決のための組織」²、「企画部門を強化した組織」³であることを挙げている。一方で、「自治体シンクタンクの定義も、その言葉を使う者により異なる」⁴として、その用語の多義性を指摘している。したがって現状としては、自治体シンクタンクについて統一的な定義が定着するには至っていないと言えよう。

本稿では、さしあたって、自治体シンクタンクを「自治体が設置し、当該自治体の政策に関する調査・研究を実施する機関（団体）」として、考察を行っていく。

2.2 自治体シンクタンクの設置形態

自治体シンクタンクは、前述のとおり各機関で有する機能も様々であるのに加え、設置形態も多種多様である。このことについて、先行研究では設置形態の類型化を行っており、それぞれの特徴や近年の動向を論じている。また、公益財団法人日本都市センターが公表している「都市シンクタンクカルテ（平成29年度調査分）」（以下、「シンクタンクカルテ」という。）⁵においても、「都市シンクタンク等」⁶の設置形態を類型化している。牧瀬（2017c）において、都市シンクタンクを自治体シンクタンクと類似の概念と捉え統一して扱っているため、本稿も同様の扱いとする⁷（なお、シンクタンクカルテの内容は、一部抜粋し加工したものを本稿末に掲載しているので、適宜参照されたい。）。

以下、それぞれの類型の内容について確認する。

①先行研究における類型

牧瀬（2017a）によると、シンクタンクは「営利型」と「非営利型」の大きく2類型に分類でき、自治体シンクタンクは「非営利型」に含まれるという。さらに、自治体シンクタンクは「包括自治体型シンクタンク（都道府県・広域連携）」、「基礎的自治体型シンクタンク（市区町村）」、「財団法人型シンクタンク」、「第三セクター型シンクタンク」の4類型に分類できるとしている。

表1は牧瀬（2017a）をもとに、自治体シンクタンクの各類型について、その特徴と近年の動向を整理したものである。

表1 先行研究における自治体シンクタンクの類型

類型		特徴・近年の動向
自治体シンクタンク	包括自治体型シンクタンク（都道府県・広域連携）	主に①職員研修機能、②政策研究機能を有していたが、近年では行政改革の流れを受けて縮小・廃止の傾向にある。
	基礎的自治体型シンクタンク（市区町村）	自治体の一組織（課・係など）として設置。近年、この形態を採用する自治体が多い。一般的に研究テーマと政策課題の一致性が高いとされる。
	財団法人型シンクタンク	2008年の公益法人制度改革に伴い公益財団法人と一般財団法人に区別。メリットとして、調査・政策研究に一定の独立性を担保することができる。とされる。
	第3セクター型シンクタンク	かつては「株式会社鹿児島総合研究所」「株式会社シンクタンク宮崎」があったが、現在は両機関とも解散している。

（※注）牧瀬（2017a）では、大学附置のシンクタンクについて、他の類型である「学術シンクタンク」に分類している。

出所：牧瀬（2017a）をもとに筆者作成

②「都市シンクタンクカルテ」における類型

一方、シンクタンクカルテにおいては、「都市シンクタンク等」の設置形態について、「自治体の内部組織」「常設の任意団体」「公益法人」「大学の附置機関」「広域連合」「その他」の6項目から一つを選択する方式で各シンクタンクに照会を行っている。ここでいう「自治体の内部組織」は表1の「基礎的自治体型」に対応し、同様に「公益法人」は「財団法人型」、「広域連合」は「包括自治体型」とそれぞれ対応している。一方、都市シンクタンク「等」に含まれると解される「大学の附置機関」は、牧瀬（2017a）では自治体シンクタンクとは別類型の「学術シンクタンク」に該当するものと考えられる。このように両者の類型は、概ね互いに対応しているものと言えよう。

本稿では、後述するように、シンクタンクカルテのデータを用いて考察を行っていくため、同カルテの類型を用いることとする。

2.3 自治体シンクタンクの設置状況

次に、自治体シンクタンクのこれまでの設置状況について、シンクタンクカルテのデータをもとに整理していく。

図1は、シンクタンクカルテに掲載されている自治体シンクタンクについて、自治体区分別（都道府県・広域連携、政令指定都市、中核市、東京都特別区、その他の自治体）の機関数を、年代ごとに整理したものである⁸。これによると、1970～1990年代においては、「都道府県・広域連携」及び「政令指定都市」で設置が進む一方、2000年代を境に、それまでとは打って変わって「中核市」「東京都特別区」「その他の自治体」において自治体シンクタンクが急増してい

る。特に「その他の自治体」では、2010年代の増加が顕著である⁹。

また表2に示すように、自治体区分と設置形態の関係をしてみると、自治体シンクタンクの増加が著しい「その他の自治体」の大半（16/18）が、「自治体の内部組織」として設置していることが見て取れる。このように近年は、比較的都市規模の小さい自治体において組織内部に自治体シンクタンクを設立するケースが増えている。

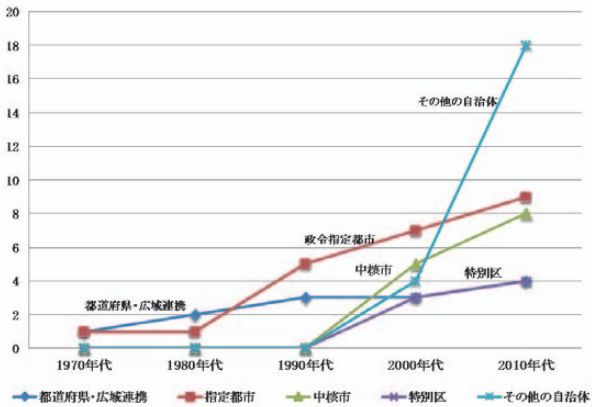


図1 自治体区分別に見る自治体シンクタンクの機関数
出所：「都市シンクタンクカルテ」をもとに筆者作成

表2 自治体区分と自治体シンクタンクの設置形態

(設置形態) (自治体区分)	自治体の 内部組織	広域連合	公益法人	大 学 の 附置機関	常 設 の 任意団体	そ の 他
全 体	25	1	10	4	2	1
都 道 府 県 ・ 広 域 連 携	0	1	2	0	1	0
政 令 指 定 都 市	2	0	6	1	0	0
東 京 都 特 別 区	3	0	1	0	0	0
中 核 市	4	0	1	3	0	0
そ の 他 の 自 治 体	16	0	0	0	1	1

出所：「都市シンクタンクカルテ」をもとに筆者作成

3 「自治体における政策研究」の意義

本稿の冒頭で、自治体シンクタンクを取り巻く状況として、政策研究の意義、言い換えれば「自治体がなぜ政策研究に取り組むのか」といった根本的な問いがひとつの課題となっていることを提示した。

したがって、本節ではそもそも「政策研究」とは何かについてこれまでの議論を確認した上で、先行研究をもとに、「自治体における政策研究」の歴史的変遷を整理し、その意義がどのように理解されてきたのかを明らかにしたい。

3.1 「政策研究」とは何か

政策研究とは何かを考えるにあたって、まず「政策」の定義から確認していきたい。

真山 (1999) では、『政策』を広く定義すれば、『問題解決のための基本方針と、その方針に沿って採用される解決手段の体系』ということができる」とし、その主体は、政府部門、民間部門を問わないとしている。さらに、検討の対象を公共政策に限定すれば、「公共政策とは、広義には『社会の公的な問題に関して策定され、社会に対して広く適用される政策であり、不特定多数ないしは多くの人々（組織・集団）が直接、間接の影響を受けるような政策』ということになり、このうち「典型的な公共政策」として、国や自治体による政府政策があるという¹⁰。

一方、研究の際に用いる分析概念としての政策の定義は様々であって、概ね共通して政策をかなり概括的に定義することが多いという。その上で、政策を「基本的な目的・目標を表明したもの」から「それを具体化するための手段・方法を定めた下位レベル」のものまで手段・目的連鎖を構成するものと幅広く捉えている。そのため、論者によって政策の概念が異なるものになってしまうという¹¹。

次に「政策研究」とは何かについて考えるが、これも「多くの学問領域からの研究が混在しており、さまざまな関心とアプローチが存在する」¹²多義的なものとされるので、ここでは、自治体政策を主要な研究対象のひとつとする「公共政策学」における考え方を見ていきたい。

山谷 (1999) では、政策研究を「社会に生起する諸問題について戦略的対応をする方法を研究することとし、実践志向のものと説明している¹³。足立 (2009) は、政策研究には、福祉、労働、環境といった「分野固有の政策知」を求める「個別的分野の政策研究」と、「多種多様な政策分野に共通の分野横断的な政策知」を求める「分野横断的な政策研究」があるとしており¹⁴、その研究領域の多様さを示している。また一方で、前述の山谷 (1999) は、公共政策研究が学際的性格を有していること、また政策研究者が、研究対象の制度や内容の理解の面で、どれだけ実務の専門家に近づく必要があるのか明らかでないこと等を指摘しており¹⁵、政策研究を捉える難しさを示唆している。

つまり、「政策研究」は、社会の諸問題に対する実践的な研究であることは周知のことではある一方、研究手法をはじめ、「実践的」の程度や、そもそも「政策」の用語の意味するものが研究者によって様々であるということが実態なのである。研究者が提示する知見を読み解くにあたっては、その研究が何に焦点を当てたものであるかを見定める必要がある。

3.2 「自治体における政策研究」の歴史的変遷

次に、自治体が政策研究に取り組む意義をどのように解することができるか探るため、土山 (2015) の先行研究をもとに、自治体のこれまでの政策研究の実際について、歴史的変遷を確認していきたい¹⁶。なお同研究では、政策研

究のアウトプットのされ方から、①「課題対応型」、②「研究機関型」、③「能力研鑽型」に分けて、自治体の政策研究及びそれに関わる外部の政策研究組織等の動向を時系列で整理している。ここでは、それらを網羅的に確認するのではなく、自治体の政策研究の動向に焦点を当てて記述していく。

3.2.1 1960年代

自治体における政策研究の萌芽は、1960年代まで遡る。この時期、日本は高度経済成長の只中にあり、大規模な人口移動により地縁共同体から離れた新住民が都市部に集中するとともに、急速な都市化に伴う生活環境の悪化が進んだ。また、経済成長が国政の最優先課題として推し進められる中、市民生活環境及びそれを支える政策・制度は脆弱であり、「都市問題」¹⁷と呼ばれる公共問題（公害問題、住宅問題等）が激化していた。そのため、自治体においては、市民に最も近い行政主体として地域課題への喫緊の対応が求められたのである。

この時期、都市問題に取り組むことを公約とした首長のもと多くの「革新自治体」が都市部を中心に誕生し、市民生活の改善に重きを置いた独自の政策を模索した。当時、国は経済成長という政策目標に邁進しており、社会福祉的な政策対応に消極的であったため、革新自治体では、自ら政策主体として都市問題を解決する政策を展開し始めた。それに伴い、そのような政策を開発する政策研究に本格的に取り組む、やがて「地域課題に取り組む政策主体として、政策の開発と実施をすすめ…、市民の参加と情報公開を規範とする自治の主体」としての自治体像を示していくこととなる。

この時期に開発されたものとして、「宅地開発要綱」といった「要綱行政」という手法や「公害防止協定」といった国基準を超える独自規制を実現する先駆的な政策が挙げられる。また、自治体が独自に政策課題の調査を実施する例も見られた（白書の作成・公表）。

まさにこの時期に、都市問題等の現実の課題解決に向けた自治体の政策研究が始動したのである。

3.2.2 1970年代

1971年、1975年の統一地方選挙ではさらに革新自治体が増加し、革新自治体をはじめとした自治体の独自政策の動きが活発化した。

この時期には、それまで開発されてきた先駆的な手法（宅地開発要綱等）が共有されるとともに、自治体の独自政策開発として「政策課題の特定化や総合計画の策定」、「その資料となる白書や地域環境指標などの作成」、さらには「政策過程への市民参加や情報公開」が広がりを見せたとされる。また、自治体間連携による政策開発も見られ、特に革

新首长間のつながりによる連携では、個別課題から自治制度のあり方まで多様な提言がなされたという¹⁸。この他にも、「チームで数年にわたって政策課題を検討する政策研究」も取り組まれており、そのひとつに、東京都や神奈川県において「行政情報文書等の管理公開について検討」が進められ、1980年代の情報公開条例の制定へつながった例がある。

その一方で、「職員の学びとしての政策研究」も活発化し、職場内、さらには近隣の自治体との連携による研究会が組織され始めるなど、職員の自己研鑽の場として政策研修が広がりを見せていた。

3.2.3 1980年代～1990年代はじめ

1978年に「地方の時代」¹⁹が提唱され、革新自治体が減少する中、国の下請けではない自治の主体としての政策開発がより一層多様に展開されるようになった。たとえば、この時期広がりを見せた情報公開条例は、先駆自治体による先導を国が後追いで立法化し、その他の自治体へ平準化させるという流れで展開された。全国で初めての情報公開条例が山形県金山町で制定され（1982年）、続いて神奈川県、埼玉県で制定された（1983年）。期間が空いて1999年に情報公開法が成立し、その後全国の自治体に広がっていった。この政策伝播の端緒には、国に対して独自の制度を生もうとする自治体の政策開発があった。

一方で、自治体の政策企画部門において、行政現場における課題との乖離等が批判されるようになり、1990年頃からは自治体の立法技術として政策法務の必要性が認識されるようになるなど、政策研究の質が問われる側面もあったという。

3.2.4 1990年代後半～2000年代

1990年代後半からは、地方分権改革によって国・地方の関係が「上下」から「対等・協力」へと大きく転換したことで、制度上、自治体の政策活動領域が拡大するとともに、財政悪化による自治体の政策資源の縮小が進んだ。

この時期は、自治体間の政策伝播がより一層活発化し、たとえば自治基本条例の制定の動きは、全国に拡大した。また「地域の生活や文化から地域資源を再発見し、共有することで地域を活性化」することを目指す「地元学」の広がりなど、より地域に根ざした政策研究も、この時期の特徴的な取組である。この他にも、「市民協働のまちづくり」が全国の自治体に広がっているように、「政策主体の多様化を反映した、マルチセクターのパートナーシップによる政策展開」も、政策研究の新たな対象となっている。

3.2.5 小括

以上、土山（2015）をもとに、「自治体における政策研究」の歴史的な流れを確認してきた。あらためて整理してみると、都市問題を抱える革新自治体における政策研究の模索を端緒に、政策主体としての「課題対応型政策研究（＝政策開発）」の取組が、1960～1990年代はじめにかけて広く伝播し、その後の地方分権改革を経て、より一層活発化したということになる。

このように、先行研究では、「自治体における政策研究」を一貫して「地域課題の解決策を導くための研究」と捉えており、自治体が政策研究に取り組む意義をその点に見出している。

なお、本節にまとめた1960～2000年代の「自治体における政策研究」の変遷を整理したものが、表3となる。

表3 年代ごとに見る「自治体における政策研究」の変遷

年代区分	キーワード	社会背景	「自治体における政策研究」の動向
1960年代	・高度成長期 ・都市問題	・大規模な人口移動による急速な都市化と産業構造の変動 ・伝統的な地縁共同体の動揺 ・公害問題等の都市問題の激化 ・革新自治体の誕生	○都市問題等の現実の課題解決に向けた政策研究の始動 ・課題対応型政策研究の登場（宅地開発要綱、公害防止協定） ・政策課題について自治体が独自に調査を公表（白書の作成・公表）
1970年代	・革新自治体の伸長 ・政策主体としての自治体像の広がり	・統一地方選挙における革新首長の相次ぐ誕生 ・革新自治体がもたらした変革が広く伝播	○革新自治体をはじめとした自治体の独自政策開発の活発化 ・政策課題の特定化や総合計画の策定 ・政策過程への市民参加や情報公開の広がり ・自治体間連携による政策開発
1980年代～ 1990年代はじめ	・「地方の時代」	・革新自治体の縮小傾向 ・政策企画部門の「政策」が美文作成との批判	○「地方の時代」の政策研究とその伝播 ・国の下請けではない自治の主体としての政策開発（情報公開条例の広がり） ・自治体の立法技術を高める「政策法務」の広がり ・政策研究の質に対する批判的視点
1990年代後半～ 2000年代	・地方分権 ・自治体の政府化	・地方分権改革の流れ（地方分権一括法施行（2000）） ・自治体の政策活動領域の拡大 ・財政悪化による自治体の資源の縮小	○地方分権、より地域に根ざした政策研究、マルチセクターのパートナーシップ ・自治体間の政策伝播がより一層活発に（自治基本条例） ・「地元学」の広がり ・政策主体の多様化を反映したマルチセクターのパートナーシップによる政策展開

出所：土山（2015）をもとに、筆者が一部内容を加えた上で作成

4 自治体シンクタンクにおける政策研究の動向

前節では、自治体が行政課題の解決の手段として政策研究に取り組んできたことを見てきた。第2節において、自治体シンクタンクが都道府県や政令指定都市で設立され始め、地方分権改革が本格化する2000年代以降にそれ以外の自治体にも広がってきたことを確認したが、その多くは「問題解決のための組織」であると先行研究は指摘していた。

先行研究の以上の指摘を踏まえ、本節では、全国の自治体シンクタンクにおける政策研究の実際の動向を確認することを目指す。ただし、単に各シンクタンクの研究内容を一覧化するだけではデータとして取り扱うことができない。そこで、各政策研究を一定の基準で分類し類型化することで定量的に分析し、政策研究の動向の一考察を示すこととする。

4.1 政策研究の分類の考え方

本稿では、シンクタンクカルテに記載された各自治体シンクタンクの政策研究を、以下の4類型に分類する。

「[A] 処方的提言を目的とする研究」

前述の牧瀬（2017a）や土山（2015）等の先行研究にも論じられているように、自治体シンクタンクの特徴として、実際の問題や課題の解決に向けた提言を目的とすることが一般的な理解となっていると言える。この点から考えると、自治体シンクタンクは各自治体に対して何らかの提言を行うことを成果とする研究に取り組んでいるはずと推察される。したがって本稿では、政策提言、政策の方向性や考え方を提示する研究を「[A] 処方的提言を目的とする研究」と呼ぶ。なお、ここでいう「政策提言」は具体性の程度は問うておらず、行政現場で使用する用語「政策・施策・事業」を一括りにしたものと理解されたい。

「[B] 実態解明・事象の分析を目的とする研究」

一方で、足立（2009）が「処方の探求・提示を直接の目的としない公共政策研究も数多くある」²⁰と指摘しているとおり、政策研究には事象を分析し事実を明らかにすることを目的とするものもある。むしろ、このような分析なしには、いかなる処方的提言も根拠の薄いものとなりうる。近年では、わが国でもEBPM(Evidence Based Policy Making)²¹が推進されており、その重要性に疑う点はない。そこで本稿では、この類の研究を「[B] 実態解明・事象の分析を目的とする研究」と呼ぶ。なお、分析を通して課題の抽出・整理を行う研究も、課題を明らかにするという点で、この類型に含めることとする。

「[C] 行政現場の業務支援」

自治体シンクタンクは一般的に「政策研究機関」とされるため、主に政策研究に取り組んでいるとされるが、シンクタンクカルテから見て取れるところでは、その他の活動にも従事しているようである。

そのうちの一つに、自治体の行政現場の業務に対する支援が見受けられる。たとえば、庁内の統計データについてデータベースを構築する作業や、各課が実施するアンケート調査の設計や実施手法等のアドバイスなどがこれに該当し、研究というよりは、行政現場の政策立案や事業実施等の支援といった実務的な業務と考えられるものである。

「[D] その他」

またシンクタンクカルテには、業務支援の他にも、自治体シンクタンクにおける実務的取組が散見される。たとえば、行政計画の策定業務や各種事業の実施等が挙げられる。

以上に示した政策研究の分類の考え方を整理したものが表4である。

表4 本稿における政策研究の類型

	類 型	該当する研究目的の例
[A]	処方的提言を目的とする研究	政策提言、政策の方向性・考え方の提示
[B]	実態解明・事象の分析を目的とする研究	実態調査、実証分析、課題の抽出・整理
[C]	行政現場の業務支援	統計情報整理、調査・分析のアドバイス
[D]	その他	各種行政計画の策定、事業実施

4.2 分析方法

シンクタンクカルテは自治体シンクタンクごとに個票が作成されており、項目として、組織の沿革、組織形態（設置形態、人員数、専門性確保に関する特徴、庶務体制、市民参加・外部連携）、会計規模、活動実績（調査研究名、調査研究の概要）、定期刊行物、研究テーマの決定方法、情報発信の手法、活動の評価と反映、その他特記事項が記載されている。本稿では、執筆時点で最新のカルテ（平成29年度調査分：平成28年度の活動実績掲載）²²を活用する。その上で、上記カルテのうち項目を一部抜粋して一覧化するとともに、前述の考え方に従って政策研究の分類を行った。その結果が、本稿末に掲載した表9である。分類にあたっては、(1) シンクタンクカルテの「調査研究名」、「調査研究の概要」及び(2) 各シンクタンクのWebサイト等で公開

されている報告書、論文等の内容を確認して行った²³。(1)、(2)のいずれかが確認できた場合には分類を行ったが、いずれも確認できなかった場合には判断ができないため分類を行わず、「-」と記載している²⁴。

こうして得られたデータを様々な観点から分析し、全国の自治体シンクタンクにおける政策研究の動向を考察する。

4.3 分析の実施

4.3.1 基本情報の整理

まず、分析に入る前に、シンクタンクカルテに掲載される自治体シンクタンク43機関に関する基本的な情報について改めて整理する。

①設立時期

設立年代別の内訳は、1970年代以前が2機関、1980年代が1機関、1990年代が5機関、2000年代が14機関、2010年代が21機関となっている。図1に示したとおり、地方分権が本格的に進展した2000年代以降、比較的規模の小さい自治体において設立が急増している。

②設置形態

設置形態別の内訳は、表2に示したとおり、「自治体の内部組織」25機関、「広域連合」1機関、「公益法人」10機関、「大学の附置機関」4機関、「常設の任意団体」2機関、「そ

の他」1機関となっており、「自治体の内部組織」が全体のおよそ6割と最も多く、次いで「公益法人」が多くなっている。概ね、規模の大きい自治体において「公益法人」型が設置され、比較的規模の小さい自治体において「自治体の内部組織」型が設置される傾向がある。

③研究テーマの選定方法

シンクタンクカルテにおいては、自治体シンクタンクの研究テーマ選定方法についても調査しており、各機関は「設置市からの要請」、「団体・組織で、設置市の総合計画等に明記された重要課題から選択」、「外部有識者等からの助言・示唆」、「団体・組織で自ら発案」、「その他」から、ひとつ以上を選択することとなっている。これと設置形態との関係をまとめたものが、表5である。表中のテーマ選定方法が上欄のものほど自治体の意向が強く反映され、下欄のものほど各機関の独自の判断となる（「その他」を除く）。

全体として、「団体・組織で自ら発案」が最も多く、7割以上の機関が採用している。その次に、「設置市からの要請」が約4割と続いている。設置形態別に機関数の多い「自治体の内部組織」型と「公益法人」型についても概ね同様の傾向にある。設置自治体の意向と各機関の独自の視点の両方に目配せしながら、研究テーマを選定している様子が窺える。

表5 自治体シンクタンクの設置形態別に見る研究テーマ選定方法

(研究テーマ選定方法)		(複数回答有り)													
		全 体		自治体の内部組織		広 域 連 合		公 益 法 人		大学の附置機関		常設の任意団体		そ の 他	
		機関数	割合	機関数	割合	機関数	割合	機関数	割合	機関数	割合	機関数	割合	機関数	割合
全 体		43	100.0%	25	100.0%	1	100.0%	10	100.0%	4	100.0%	2	100.0%	1	100.0%
1.設置市からの要請		19	44.2%	11	44.0%	0	0.0%	5	50.0%	0	0.0%	2	100.0%	1	100.0%
2.団体・組織で、設置市の総合計画等に明記された重要課題から選択		14	32.6%	9	36.0%	0	0.0%	2	20.0%	1	25.0%	1	50.0%	1	100.0%
3.外部有識者等からの助言・示唆		9	20.9%	4	16.0%	0	0.0%	5	50.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
4.団体・組織で自ら発案		32	74.4%	19	76.0%	1	100.0%	8	80.0%	2	50.0%	1	50.0%	1	100.0%
5.その他		15	34.9%	6	24.0%	1	100.0%	5	50.0%	2	50.0%	0	0.0%	1	100.0%

※割合は、設置形態ごとの機関数を分母に算定

4.3.2 政策研究の分類結果

シンクタンクカルテには、全部で155件の政策研究が掲載されており、その研究類型の内訳を示したものが、表6である。「[A]処方的提言を目的とする研究」は71件と最も多く、全体の約半数を占める。一方で、「[B]実態解明・事象の分析を目的とする研究」も52件と全体の3分の1を超えるほどで決して少なくはない。また、「[C]行政現場の業務支援」は5件、「[D]その他」は12件となっており、全体としては少数ながらも、一定数の取組が見られる。

表6 政策研究の研究類型別件数・割合

	研究数(件)	割合
全体(不明除く)	140	100.0%
[A]	71	50.7%
[B]	52	37.1%
[C]	5	3.6%
[D]	12	8.6%
- (不明)	15	-

さらに、多くの自治体シンクタンクが複数の政策研究に取り組んでいることから、各シンクタンクが行う政策研究の種類の組合せを集計した。その結果が、表7である。概観して、「[A] 処方的提言を目的とする研究」のみの実施が13機関と最も多く(36.1%)、次いで「[A] 処方的提言を目的とする研究」及び「[B]実態解明・事象の分析を目的とする研究」の実施が10機関となっている(27.8%)。

また、表7の下部に示すように、「[A] 処方的提言を目的とする研究」を1件でも行う機関が29機関と、全体の8割を超えている。「[B]実態解明・事象の分析を目的とする研究」を1件でも行う機関は18機関となっており、全体の5割の機関で実施していることが分かる。「[C]行政現場の業務支援」や「[D] その他」を1件でも行う機関も、それぞれ5機関、8機関に上るなど、実務的な業務にも取り組む機関の存在が見て取れる。

また、すべての類型を網羅する機関はないものの、複数の種類の政策研究に取り組む機関が5割を超えており、提案型の政策研究にとどまらない幅広い活動を展開していることが分かる。

表7 政策研究の実施状況(研究類型別)

	機関数	割合
全体(不明除く)	36	100.0%
[A]のみ実施	13	36.1%
[B]のみ実施	2	5.6%
[C]のみ実施	0	0.0%
[D]のみ実施	2	5.6%
[A]及び[B]を実施	10	27.8%
[A]及び[C]を実施	0	0.0%
[A]及び[D]を実施	1	2.8%
[B]及び[C]を実施	2	5.6%
[B]及び[D]を実施	0	0.0%
[C]及び[D]を実施	1	2.8%
[A]、[B]、[C]を実施	1	2.8%
[A]、[B]、[D]を実施	3	8.3%
[A]、[C]、[D]を実施	1	2.8%
[B]、[C]、[D]を実施	0	0.0%
すべて実施	0	0.0%
- (不明)	7	-

[A]を実施	29	80.6%
[B]を実施	18	50.0%
[C]を実施	5	13.9%
[D]を実施	8	22.2%

※割合について、数値は原則として四捨五入されており、合計とは一致しないことがある。

4.3.3 研究類型と設置形態の関係性

次に、政策研究の類型と自治体シンクタンクの設置形態の関係について、各データをクロス集計し、自治体シンクタンクで取り組まれる政策研究の実態について分析していく。

自治体シンクタンクの設置形態には様々なものがあり、それぞれの形態によって、組織の独立性や研究テーマの政策課題との一致性等の違いがあることは先行研究の指摘するところである。しかし、実際の政策研究の内容まで踏み込んだ考察は、筆者の把握する限りでは見られない。

そこで、ここでは、設置形態と研究類型の関係について検討し、設置形態ごとの政策研究の傾向を確認する。この視点から集計を行ったものが、表8である。

機関数が多い「自治体の内部組織」型と「公益法人」型に着目すると、前者は「[A] 処方的提言を目的とする研究」及び「[B]実態解明・事象の分析を目的とする研究」の両方に取り組む機関が最も多く(7機関:36.8%)、後者は「[A] 処方的提言を目的とする研究」のみを行う機関が最も多い(5機関:50%)。

また前者は、単独の研究類型([A]のみ、[B]のみ、[C]のみ、[D]のみ)に取り組む機関が6機関(31.7%)に過ぎない一方、複数の研究類型に取り組む機関が13機関(68.5%)と多くなっている。その中でも、狭義の政策研究([A]、[B])²⁵と実務的取組([C]、[D])の両方に取り組む機関が5機関(26.4%)²⁶に上るなど、他の設置形態と比べて「研究」と「実務」を掛け持ちする特質があることが見て取れる。

一方、後者の形態については、単独の研究類型に取り組む機関が7機関(70.0%)と大半を占めており、前者の形態とは対照的な結果となっている。「公益法人」型の自治体シンクタンクは、設置元の自治体の影響を受けつつも、独立の法人であることから、「自治体の内部組織」型と比較して、自らの活動のスタイルに特化しやすい面があるものと考えられる。

この他に特筆する点として、「[C]行政現場の業務支援」に取り組む自治体シンクタンクは5機関あるが、そのすべてが「自治体の内部組織」型で実施されている。この研究類型に見られるのは庁内のデータベース構築やオープンデータ化に関する取組であるが、行政内部の情報を扱うという点で、「自治体の内部組織」型が強みを発揮できる分野と言えるだろう。また近年は、わが国でもEBPMが重要な行政課題となる中で、これらの取組に対する行政ニーズが高まることが想定され、この研究類型もますます重要なものとなるであろう。

表8 設置形態別に見る自治体シンクタンクが取り組む研究類型の内訳

(設置形態) (研究類型)	全体（不明除く）		自治体の内部組織		広域連合		公益法人		大学の附置機関		常設の任意団体		その他の	
	機関数	割合	機関数	割合	機関数	割合	機関数	割合	機関数	割合	機関数	割合	機関数	割合
全体（不明除く）	36	100.0%	19	100.0%	1	100.0%	10	100.0%	3	100.0%	2	100.0%	1	100.0%
[A]のみ実施	13	36.1%	4	21.1%	1	100.0%	5	50.0%	1	33.3%	2	100.0%	0	0.0%
[B]のみ実施	2	5.6%	1	5.3%	0	0.0%	1	10.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
[C]のみ実施	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
[D]のみ実施	2	5.6%	1	5.3%	0	0.0%	1	10.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
[A]及び[B]を実施	10	27.8%	7	36.8%	0	0.0%	2	20.0%	1	33.3%	0	0.0%	0	0.0%
[A]及び[C]を実施	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
[A]及び[D]を実施	1	2.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%
[B]及び[C]を実施	2	5.6%	2	10.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
[B]及び[D]を実施	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
[C]及び[D]を実施	1	2.8%	1	5.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
[A]、[B]、[C]を実施	1	2.8%	1	5.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
[A]、[B]、[D]を実施	3	8.3%	1	5.3%	0	0.0%	1	10.0%	1	33.3%	0	0.0%	0	0.0%
[A]、[C]、[D]を実施	1	2.8%	1	5.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
[B]、[C]、[D]を実施	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
すべて実施	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
-（不明）	7	-	6	-	0	-	0	-	1	-	0	-	0	-

	全体（不明除く）		自治体の内部組織		広域連合		公益法人		大学の附置機関		常設の任意団体		その他の	
	機関数	割合	機関数	割合	機関数	割合	機関数	割合	機関数	割合	機関数	割合	機関数	割合
[A]を実施	29	80.6%	14	73.7%	1	100.0%	8	80.0%	3	100.0%	2	100.0%	1	100.0%
[B]を実施	18	50.0%	12	63.2%	0	0.0%	4	40.0%	2	66.7%	0	0.0%	0	0.0%
[C]を実施	5	13.9%	5	26.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
[D]を実施	8	22.2%	4	21.1%	0	0.0%	2	20.0%	1	33.3%	0	0.0%	1	100.0%

※割合は、設置形態ごとの総機関数（不明除く）を分母に算定。なお、数値は原則として四捨五入されており、合計とは一致しないことがある。

5 考察

以上、シンクタンクカルテの情報を整理した上で、各自治体シンクタンクの政策研究の類型化による分析を行った。その結果を踏まえて、自治体シンクタンクにおける政策研究の動向について考察を行う。

まず分析結果を簡単に整理したい。

①政策研究の類型化の結果

平成28年度に実施された政策研究140件（「-（不明）」と分類した15件を除く）の内訳として、「[A]処方的提言を目的とする研究」が半数を占め、「[B]実態解明・事象の分析を目的とする研究」が、それに続き4割近くを占めた。また、それ以外の取組も一定数見られた。

②機関ごとの政策研究の実施状況

「[A]処方的提言を目的とする研究」のみを実施する機関（36.1%）と、「[A]処方的提言を目的とする研究」及び「[B]実態解明・事象の分析を目的とする研究」の両方を実施する機関（27.8%）が多い。また、「[A]処方的提言を目的とする研究」を1件でも実施する機関がおよそ8割、「[B]実態解明・事象の分析を目的とする研究」を1件でも実施する機関が5割もあり、「[C]行政現場の業務支援」、「[D]その他」に取り組む機関も一定数見られた。

③研究類型と設置形態の関係性

分類した研究類型と自治体シンクタンクの設置形態の関係について分析すると、「自治体の内部組織」型は、「[A]処

方的提言を目的とする研究」及び「[B]実態解明・事象の分析を目的とする研究」の両方に取り組む機関が最も多く、複数の研究類型にわたって取り組む傾向にある。また他の設置形態と比較して、狭義の政策研究（[A]、[B]）と実務的取組（[C]、[D]）を並行して取り組む機関が多い。さらに、「[C]行政現場の業務支援」に関して、これに取り組む自治体シンクタンクは「自治体の内部組織」型のみとなっている。

一方、「公益法人」型は、「[A]処方的提言を目的とする研究」のみを行う機関が最も多く、単独の研究類型に取り組む機関が大半を占めている。

以上の分析結果から、自治体シンクタンクの政策研究は、全体として提言型の政策研究が主流であることが見て取れ、先行研究が示す「自治体における政策研究」についての見解に対して、一定の裏付けを与えている。しかし、事象の分析自体を目的とする政策研究も同じく主流の取組となっており、統計整理や行政計画策定等のいわゆる実務的取組についても「自治体の内部組織」型を中心に行われている実態が見て取れ、提言型の政策研究にとどまらない活動を幅広く展開していることが分かった。

このように見ていくと、設置形態による相違はあるものの、自治体シンクタンクは、事象の分析、課題の抽出、政策等の提言から、行政本体の業務（計画・執行）までを活動の対象にし得るものであり、その組織のあり方には多様な可能性を見出すことができる。もはや「自治体シンクタンクのあるべき姿」を画一的・固定的に捉えることは実態

にそぐわず、各自治体においては、その実情に照らして、自治体シンクタンクに求める役割を様々な可能性から選択していく必要がある。

本研究所においては、設立当初より中長期的なまちづくり構想に資する調査・政策研究の実施を掲げ、平成 29 年 10 月で開設 5 年を迎えたところである。今後、社会情勢や本市を取り巻く状況の変化の中で、組織の再デザインが必要となることが想定される。その際は、本稿が試みたように、客観的なデータを提示し、共通の認識の上で、未来のシンクタンク像を議論していく必要がある。

6 今後の課題

本稿では、筆者で独自に各自治体シンクタンクの政策研究を類型化し、シンクタンクカルテのデータを活用して分析を行った。分類方法の意図は既に記したとおりであるが、分類の精度に限界がないわけではなく、研究類型の考え方も他の様々な視点から検討される必要がある。

また、今回は平成 28 年度に実施された政策研究を対象に分析を行ったが、政策研究の動向をより正確に把握するためには、複数年度にわたる変遷を見ていく必要がある。

(参考文献・資料)

- (1) 足立幸男(2009)『公共政策学とは何か』ミネルヴァ書房
- (2) 公益財団法人日本都市センター(2017)「都市シンクタンクカルテ」(平成 29 年度調査分) <http://www.toshi.or.jp/?cat=53> (平成 29 年 11 月 1 日閲覧)
- (3) 土山希美枝(2013)「自治体における初期政策研究の展開—政策主体としての自治体の登場—」『龍谷法学』45 巻 4 号 龍谷大学：1285-1307
- (4) 土山希美枝(2015)「自治体における政策研究の始動と展開—1960 年代から分権改革まで—」『龍谷法学』48 巻 1 号 龍谷大学：139-161
- (5) 牧瀬稔(2017a)「自治体シンクタンクとは何か」『自治体シンクタンクの理論と実践』時事通信社：4-8
- (6) 牧瀬稔(2017b)「自治体シンクタンクは企画部門を強化させる一手段」『自治体シンクタンクの理論と実践』時事通信社：71-75
- (7) 牧瀬稔(2017c)「自治体シンクタンク(都市シンクタンク)の過去、現在、未来」『都市とガバナンス』第 27 号 公益財団法人日本都市センター：92-104
- (8) 真山達志(1999)「公共政策研究の一つの捉え方—主として行政学の立場から—」『日本公共政策学会年報 1999』日本公共政策学会
- (9) 三好久美子(2016)「都市シンクタンク等の活動実態について」『都市とガバナンス』第 26 号 公益財団法人日本都市センター：154-159
- (10) 山谷清志(1999)「日本における公共政策研究の現在—セッションのまとめ—」『日本公共政策学会年報 1999』日本公共政策学会
- ¹ 牧瀬(2017a)p. 4
- ² 牧瀬(2017b)p. 71
- ³ 牧瀬(2017a)p. 4
- ⁴ 牧瀬(2017a)p. 4
- ⁵ 「都市シンクタンクカルテ」とは、公益財団法人日本都市センターが、「都市シンクタンク等」に対し、組織体制や活動実績等を調査及びその取りまとめを行い、毎年公表している資料のことをいう。
- ⁶ 「都市シンクタンク等」とは「都市自治体が設置した都市政策研究等を行う組織(市立大学を含む。)」を指す。三好(2016)p. 154
- ⁷ 牧瀬(2017c)p. 92
- ⁸ ここでいう自治体区分は、2017 年度時点におけるものを指す。したがって、たとえば公益財団法人堺都市政策研究所の設立は 1992 年であり、当時、大阪府堺市は政令指定都市ではなかったが、「政令指定都市」の累計数に入れている。
- ⁹ シンクタンクカルテに記載される自治体シンクタンクの中には、組織改編の時点を設定年月としているものもある。
- ¹⁰ 以上、真山(1999)p. 2 を参照
- ¹¹ 以上、真山(1999)p. 3-4 を参照。
- ¹² 真山(1999)p. 1
- ¹³ 山谷(1999)p. 2
- ¹⁴ 足立(2009)p. 12-13
- ¹⁵ 以上、山谷(1999)p. 1-5 を参照。
- ¹⁶ 以下、土山(2015)p. 144 以降を参照。
- ¹⁷ 「都市問題」とは、「(高度成長期)脆弱であった市民生活基盤のうえの急速な都市化による公共課題」をいう。土山(2013)p. 1287
- ¹⁸ 土山(2013)p. 1295
- ¹⁹ 1978 年に長洲一二神奈川県知事(当時)が提唱した。
- ²⁰ 足立(2009)p. 10
- ²¹ EBPM とは、「証拠に基づく政策立案(エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング)」をいう。平成 28 年 12 月 21 日に経済財政諮問会議が決定した「統計改革の基本方針」に基づき、政府全体における EBPM の定着、国民のニーズへの対応等を統計部門を超えた見地から推進することを目的に、統計改革推進会議が平成 29 年 1 月に設置された。同推進会議では、平成 29 年 5 月に「統計改革推進会議 最終取りまとめ」を公表している。
- ²² シンクタンクカルテは公益財団法人日本都市センターの Web サイトに掲載後も、各シンクタンクの求めに応じて修正されることもある。本稿では、平成 29 年 11 月 1 日に閲覧した際のカルテをもとに分析を行っている。
- ²³ [A]と[B]の判別の仕方としては、主な例として、シンクタンクカルテの記載、報告書等における研究目的や結論部分に「政策提言」、「考え方の提示」等の処方を示す文言がある場合に[A]とし、「実態(現状)の把握」、「課題の抽出・整理」及びそれに類する文言がある場合に[B]として分類した。なお複数年度にわたる研究で、翌年度意向に提言等を行う予定であるものの、対象年度の報告書としては実態把握等にとどまるものは、[B]として分類した。
- ²⁴ 報告書・論文等の有無については、平成 30 年 2 月 1 日時点で各自治体シンクタンクの Web サイトに掲載されているかの確認による。なお Web サイトに掲載がなくとも、本研究所へ送付されている報告書等がある場合は、そちらを参照した。
- ²⁵ 本稿では[A]～[D]の類型すべての取組を政策研究と位置づけているが、一般的な意味での研究活動は[A][B]の 2 類型であるため、これらを「狭義の政策研究」としている。
- ²⁶ 具体的に、「[B]及び[C]を実施」2 機関、「[A]、[B]、[C]を実施」1 機関、「[A]、[B]、[D]を実施」1 機関、「[A]、[C]、[D]を実施」1 機関の計 5 機関となっている。

表 9-1 自治体シンクタンクが取り組む政策研究及びその研究類型 (1/4)

組織名	設立	設置元	設置形態	調査・政策研究テーマ(H28年度)	研究類型
青森公立大学 地域連携センター	2011	公立大学法人 青森公立大学	大学の附置機関	①地域コンテンツ配信端末の実装に関する調査、研究Ⅳ	-
				②地域文化教育に関する情報発信～青森県の人材（人財）養成～	-
				③「地域創生」時代における地域経営・自治体経営の戦略的プロジェクト	-
				④日本における留学形態の変遷と傾向およびパラダイムシフトに関する有効性の研究	-
				⑤青森の魅力を世界に発信～青森県中学生の英語リーディング能力と情報発信力の向上を図る青森を題材にした英語リーディング教材の開発に関する研究～	-
				⑥佐々木多門が英紙ザ・タイムズに寄稿した記事の特定を試みる研究	-
				⑦青森ねぶた運行団体の歴史と今後の可能性	-
ひろさき未来戦略 研究センター	2015	弘前市	自治体の内部組織	①未来戦略研究	A
盛岡市まちづくり研究所	2008	盛岡市/岩手県立大学	大学の附置機関	①盛岡広域圏における潜在的地域資源の活用可能性について	A
				②リノベーションによる盛岡市のまちづくりについて	A
鹿角市政策研究所	2014	秋田県鹿角市	自治体の内部組織	①スポーツツーリズムによる地域活性化のためのアプローチ	A
				②住民の暮らしの拠点づくりに関する調査	A
				③鹿角版CCRCの可能性について	A
最上地域政策研究所	2012	新庄市、金山町、最上町、…、山形県	常設の任意団体	①人口減少・少子高齢化のもとでの地域交通政策	A
				②地域産業を支える人材の育成・確保（雇用確保）	A
				③情報発信力強化における交流人口の拡大	A
うつのみや 市政研究センター	2004	栃木県宇都宮市	自治体の内部組織	①【共同研究】宇都宮市における住宅地の更新とマネジメントに関する考察－空き家・空き地に着目して－	A
				②宇都宮市内の専修学校と学生の動向に関する調査研究	A
				③市民の健康維持と都市環境づくりに関する調査研究－スマートウェルネスシティの視点から－	A
				④宇都宮市の農村地域における新規就農者の受入れ体制からみた集落コミュニティの活性化	A
				⑤宇都宮市におけるクリエイティブ産業と創造都市の可能性	A
				⑥宇都宮市における子育て・子育て支援に関する調査研究（研究ノート）	B
				⑦「生涯活躍のまち構想」の検討を通じた宇都宮市のまちづくりに関する調査研究（研究ノート）	B
矢板市政策研究会議	2012	栃木県矢板市	自治体の内部組織 （会議形式）	記載なし	-
高崎経済大学 地域科学研究所	2015	群馬県高崎市	大学の附置機関	①現代の地方都市における製造業の存立基盤に関する研究－群馬県を事例として－	B
				②戦後の群馬県の蚕糸業の動向分析および絹遺産の地域振興への活用策に関する研究	B
				③空き家特別措置法施行後の空き家対策に関する総合的研究	A
かすかべ未来研究所	2011	埼玉県春日部市	自治体の内部組織	①春日部市における歳入確保策と債権管理の最適化	A
				②統計データ等の有効な管理・活用方法の研究	A
戸田市政策研究所	2008	埼玉県戸田市	自治体の内部組織	①戸田市における20代・30代の若年層の居場所に関する応用研究	A
				②地域コミュニティの世代間断絶をつなぐ、女性の地域開業の可能性	B
彩の国さいたま人づくり 広域連合	1999	埼玉県、埼玉県の全市町村	広域連合	①「サステイナブルタウン」を目指して ～超高齢社会の包括的タウンマネジメント～ ②多様な働き方「埼玉スタイル」の推進	A A
まつど創生課	2010	千葉県松戸市	自治体の内部組織	※記載なし	-
港区政策創造研究所	2011	東京都港区	自治体の内部組織	①港区における商店街・商店等実態調査報告書	B
				②港区政策形成支援データ集5thEditionの作成	C
				③港区人口推計（平成29年3月）の作成	B
新宿自治創造研究所	2008	東京都新宿区	自治体の内部組織	①新宿区のまちの魅力の研究	B
				②国勢調査からみる新宿区の特徴	B
				③政策立案のための統計データの活用	C
せたがや自治政策研究所	2007	東京都世田谷区	自治体の内部組織	①家族に関する研究	B
				②子どもの放課後の居場所としての新BOPのあり方にかかる調査研究	B
				③世田谷の地域特性の析出	B
荒川区自治総合研究所	2009	東京都荒川区	公益法人	①荒川区民総幸福度（グロス・アラカワ・ハピネス：GAH）に関する研究	A
				②地域力に関する研究	A
				③自然体験を通じた子どもの健全育成研究	A

表 9-2 自治体シンクタンクが取り組む政策研究及びその研究類型 (2/4)

組織名	設立	設置元	設置形態	調査・政策研究テーマ(H28年度)	研究類型
三鷹ネットワーク 大学推進機構	2005	東京都三鷹市	その他 (特定非営利活動法人)	①「庁舎等建替えに向けた基本的な枠組みに関する研究会」	A
				②「次世代まちづくり人材養成塾」	D
町田市未来づくり研究所	2013	東京都町田市	自治体の内部組織	①主催講演会(オリンピック・パラリンピックの文化プログラムについて)	D
				②主催講演会(Sensuous city(官能都市)-本当に住んで幸せな街-)	D
				③地域経営ビジョン2030策定に向けたワークショップ	D
				④オープンデータの公開	C
日野市地域戦略室	2013	東京都日野市	自治体の内部組織	※記載なし	-
東京市町村自治調査会	1986	東京都多摩・島嶼地域26市5町8村	公益法人	①多摩・島しょ地域におけるスポーツを活用した地域活性化に関する調査研究へスポーツコミッションの機能に着目して～	A
				②基礎自治体における子どもの貧困に関する調査研究	A
				③誰にも伝わる情報発信に関する調査研究	A
				④基礎自治体によるオープンデータ化と利活用の可能性に関する調査研究	A
				⑤かゆいところに手が届く! 多摩・島しょ自治体お役立ち情報	D
				⑥その他調査(毎年度調査)	B
さがみはら 都市みらい研究所	2003	神奈川県相模原市	自治体の内部組織	①超高齢社会における高齢者の就労に関する調査研究	B
				②平成23(2011)年相模原市産業連関表	B
				③新たな中央区の計画策定に向けた基礎調査及び中央区民に対する意識調査の最適化に関する調査研究報告書	A
				④先端都市の要件～起業塾を設立し第2のシリコンバレーを目指せ～	A
				⑤「潤水都市さがみはら」にふさわしい観光事業の推進	A
鎌倉市政策創造課	2011	神奈川県鎌倉市	自治体の内部組織	①鎌倉市版観光DMO設立に向けた方向性の検討に関する調査	A
				②鎌倉市のシニア世代の就労についてのアンケート調査	B
				③サウンディング(対話型市場調査)ガイドライン	D
横須賀市都市政策研究所	2002	神奈川県横須賀市	自治体の内部組織	①住宅ストックの現状分析	A
				②産業連関分析による経済構造分析	A
				③アンケート調査支援	C
				④自治基本条例の検討	D
みうら政策研究所	2003	神奈川県三浦市	自治体内部の常設型の 提言機構 (自治体の内部組織)	①参加型図書POPづくりをきっかけとした図書館の交流機能の充実	D
				②庁舎スペースにおける背面式レイアウトの導入	D
				③三浦の資源を遊びに最大限に活かす情報ポータルサイトの開設	D
伊勢原市政策研究所	2011	神奈川県伊勢原市	自治体の内部組織	※記載なし	-
上越市創造行政研究所	2000	新潟県上越市	自治体の内部組織	①政策形成に資するデータベースの構築	C
				②地域資源を活かしたシビックプライドの醸成に関する調査研究	B
				③域学連携による地域づくりの推進に向けた調査研究	A
甲斐市政策研究所	2016	山梨県甲斐市	自治体の内部組織	①甲斐市の魅力を活かしたプロモーション研究	-
駒ヶ根市政策研究所	2016	長野県駒ヶ根市	常設の任意団体	①シティプロモーション戦略	A
				②健康長寿日本一のまちづくり	A
				③駒ヶ根高原「子育ての森」活用整備	A
				④中央アルプス山麓開発整備	A
名古屋まちづくり公社 名古屋都市センター	1991	愛知県名古屋市	公益法人	①中川運河における新たな風景形成の仕組みについて	A
				②人口減少時代における都市緑地に係る調査	A
				③都心部における空閑地の活用方法に関する研究	A
				④大規模地震発生時の土木行政における初動のあり方について	A
				⑤新たな道路施設の有効活用に向けて	A

表 9-3 自治体シンクタンクが取り組む政策研究及びその研究類型 (3/4)

組織名	設立	設置元	設置形態	調査・政策研究テーマ(H28年度)	研究類型
アシタのたかほま研究所	2014	愛知県高浜市	自治体の内部組織	①20年後の行政サービスのあり方	-
				②かわら美術館の活用について	-
草津未来研究所	2010	滋賀県草津市	自治体の内部組織	①草津市における経済構造分析と経済波及効果分析に関する調査研究	B
				②草津市におけるオープンデータの利活用に関する調査研究(委託研究)	A
京都市景観・まちづくりセンター	1997	京都市	公益法人	①京町家等継承ネット 大型町家継承モデルプロジェクト	D
大学コンソーシアム京都	1998	京都市	公益法人	①大学の知を活かした多角的な市政研究事業	A
堺都市政策研究所	1992	大阪府堺市	公益法人	①泉州地域におけるインバウンド推進施策に関する調査研究(その2) 施策提案編	A
				②泉北ニュータウン及びその周辺地域における健康医療関連産業の集積に関する調査研究(その2)	A
				③歴史文化資産としての百舌鳥野地域を活かしたまちづくりに関する調査研究	A
				④市民研究員による調査研究	B
				⑤堺市民経済計算(平成26年度)	B
				⑥泉州地域市町民経済計算(平成26年度)	B
				⑦「さかい利島の杜」(公共施設及び民間施設)の施設整備と開設後約1年間における集客・管理運営による経済波及効果	B
				⑧堺市における「おでかけ応援制度」の実施による経済波及効果	B
				⑨ラグビーワールドカップ2019チームキャンプ地誘致の経済波及効果	B
				⑩2020東京オリンピック事前チームキャンプ地誘致の経済波及効果	B
				⑪大阪府における訪日外国人の経済波及効果	B
				⑫堺市における「さかい新事業創造センター」の経済波及効果	B
				⑬ラグビーワールドカップ2019大阪府・東大阪市開催に伴う大阪府及び東大阪市への経済波及効果	B
				⑭「百舌鳥・古市古墳群」の世界文化遺産登録による経済波及効果	B
				⑮「中心市街地活性化関連事業」による経済波及効果の調査	B
岸和田市企画調整部企画課 都市政策担当	2011	大阪府岸和田市	自治体の内部組織	①【都市政策研究】 岸和田市における地域内分権のあり方ー公民関係の再構築ー	A
				②市民意識調査	B
とよなか都市創造研究所	2007	大阪府豊中市	自治体の内部組織	①豊中市の地域経済構造分析に関する調査研究	B
				②南部地域の活性化に向けた調査研究Ⅰ	A
				③公共データの活用のあり方に関する調査研究	A
おおさか市町村職員 研修研究センター	1979	公益財団法人大阪府市町村振興協会(大阪府内の政令指定都市を除く31市9町1村)	公益法人	①文化・芸術を活かしたまちづくり研究会	A
				②空き家対策研究会	A
				③女性の活躍促進研究会	A
神戸都市問題研究所	1975	兵庫県神戸市	公益法人	①国際戦略政策形成・人材育成プログラム	A
				②「神戸2020ビジョン」実現に資する大学との共同研究	A
				③人口問題に関する研究	A
				④広域連携圏域等に関する研究	A
尼崎地域産業活性化機構	2003	兵庫県尼崎市	公益法人	①事業所景況調査	B
				②労働環境実態調査	B
				③大阪湾ベイエリア製造事業所の技術に関する実態調査	B
				④経済センサスからみた尼崎の小地域の特性Ⅴ	B
				⑤国勢調査からみた尼崎の小地域の特性Ⅵ	B
				⑥尼崎市における商業の変化と状況についての研究	B
				⑦尼崎市製造事業所の操業環境に関する実態調査	B
				⑧商業集積地の店舗分布状況等の実態調査	B

表 9-4 自治体シンクタンクが取り組む政策研究及びその研究類型 (4/4)

組織名	設立	設置元	設置形態	調査・政策研究テーマ(H28年度)	研究類型
北九州市立大学 地域戦略研究所	2015	公立大学法人 北九州市立大学	大学の附置機関	①2016シーズン・Jリーグスタジアム調査業務	B
				②平成28年度女性活躍推進プログラム開発業務	A
				③北九州空港旅客路線誘致基礎調査業務委託	B
				④平成28年度北九州市障害児・者等実態調査業務	B
				⑤「カンボジア・ブノンベン都での産業人材育成支援事業計画策定に向けた基礎調査」事業	-
				⑥「北九州ポップカルチャーフェスティバル2016」における経済波及効果分析	B
				⑦連携中枢都市圏ビジョンの改訂に係る資料作成業務	D
				⑧文系女子大生の就業意識に関する調査研究－地元就職促進に向けて－	A
				⑨自治体の奨学金等制度に関する調査研究－北九州市の奨学金返還支援制度を中心として－	B
				⑩城跡および城下町を活かしたまちづくりに関する考察－城跡周辺エリアを対象とした計画の比較	A
				⑪公共空間の占用許可制度とエリアマネジメントに関する研究	A
				⑫北九州市における集客イベントの効果と展望 (3)	B
				⑬関門地域におけるインバウンド政策に関する調査研究：北九州空港・北九州港・下関港を事例として	B
福岡アジア都市研究所	2004	福岡市	公益法人	①福岡のグローバル交流拠点形成に関する調査研究：国際化推進からグローバル化推進へ	B
				②『市民総支え合い社会』に向けての社会情報基盤整備に関する研究	A
				③福岡市におけるアジアビジネス支援政策に関する研究	A
				④福岡・釜山の超広域経済圏における人材の育成・活用に関する研究	A
佐世保市政策推進センター	2014	長崎県佐世保市	自治体の内部組織	①人口減少下の都市経営	A
				②広域連携（連携中枢都市圏形成）にかかる研究	A
				③公民連携（PPP/PFI）の推進	A
熊本市都市政策研究所	2012	熊本市	自治体の内部組織	①平成28年度熊本地震の特徴と被害特性についての考察	B
				②平成28年熊本地震における避難所の形成パターン～熊本市地域防災計画の改訂に向けた示唆	A
				③過去の大震災における住宅復興に向けた施策の展開と課題の整理	B
				④記憶の継承と「記憶の風化」	A
				⑤震災記録誌とは－記録の歴史と現代の記録誌の諸事例	B
				⑥『熊本明治震災日記』（明治22年発行、水島貫之著）の現代語訳	B

※シンクタンクカルテに研究概要の記載がなく、かつ当該機関の Web サイトで報告書等の確認ができなかった場合は「-」と表示している。また、シンクタンクカルテに記載があるものの、自治体政策に関する研究でないと判断したものについても「-」と表示している。

出所：「都市シンクタンクカルテ」（公益財団法人日本都市センター）より一部項目を抜粋のうえ、筆者にて研究類型を加筆。